特別清算開始

令和７年（ヒ）第４号

愛知県豊田市錦町２丁目15番地１
清算株式会社　株式会社井上自動車
代表清算人　井上　美鹿
１　決定年月日　令和７年６月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００２号

山形県上山市蔵王の森16番地
清算株式会社　ライスフラワーテクノ株式会社
１　決定年月日　令和７年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０１４号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　エイチエス株式会社
１　決定年月日　令和７年６月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００１号

横浜市神奈川区金港町６番地３横浜金港町ビル６階ユナイト法律会計事務所内
清算株式会社　株式会社ＹＷＳ
１　決定年月日　令和７年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第３０号

京都市左京区北白川久保田町１番地
清算株式会社　株式会社ＫＷＣ
代表清算人　戸塚　晴彦
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義事項
１　協定弁済基準額
清算株式会社の解散日(2024年８月31日)時点における債権（元本）の額
２　弁済原資額（合計5399万4063円）
協定案審議の債権者集会実施時点における清算株式会社の資産から、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた費用請求権及び特別清算手続に関する費用を控除した残額
第２　弁済方法
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、協定弁済基準額の6.1158188％（１円未満の端数は四捨五入）の金員を、各協定債権者が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　前項の弁済を受けたときは、各協定債権者は、清算株式会社に対して有する協定債権の総額から前項の弁済額を控除した残額につき、その債務（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない）を免除する。
３　第２第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、各協定弁済基準額の割合に応じて弁済する。この場合、各協定債権者が前項で行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
京都地方裁判所第５民事部

包括的禁止命令

監督命令取消

小規模個人再生による再生手続開始